各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護運用室長

国民保護訓練費負担金の対象経費について(通知)

国民保護訓練費負担金交付要綱(平成17年6月1日付消防運第9号)第3条に定める対象経費について下記のとおり通知します。

なお、貴都道府県管内市町村に対してこの旨周知いただくとともに、よろしく御指導願います。

記

第3条各号	対象経費の例	
第1号経費 (旅費)	・国との事前打ち合わせ旅費 ・市町村との事前打ち合わせ旅費	等
第2号経費 (需用費)	・訓練記録用ビデオテープ ・ブルーシート ・訓練会場案内看板 ・広報用訓練パンフレット印刷 ・訓練実施要領印刷	等
第3号経費 (役務費)	・事前準備会議開催に係る切手代 ・国(市町村)及び関係機関との通信運搬費 ・訓練映像伝送料 ・仮設電話通話料	等
第4号経費 (使用料及び賃借 料)	・避難用バス借上代 ・携帯電話借上代	等
第5号経費 (委託料)	・訓練シナリオ作成補助委託 ・訓練記録補助委託 ・訓練会場設営委託	等
第6号経費 (工事請負費)	・訓練会場設置工事	等
第7号経費 (その他の経費)	・第1号から第6号までに該当しないその他の経費	